

# 福島原発事故に伴う 損害賠償請求研修会及び個別相談会

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求において、被害者の方々からは、「中間指針に明示のない損害の賠償請求が認められなかった」、「個別事情への対応が不十分である」、「来年3月に時効で請求できなくなるのでは?」といった不満・不安の声が寄せられています。

このため、県では、仙台弁護士会や原子力損害賠償紛争解決センターと連携して、損害賠償請求や時効制度、和解仲介(ADR)等に関する研修会や個別相談会を開催し、被害者の方々の損害賠償請求を支援するものです。

## 内 容

### 1 研 修 会

(1) 東京電力に対する損害賠償請求について

仙台弁護士会

(2) 和解の仲介の申し立て等について

原子力損害賠償紛争解決センター

2 個別相談会(相談時間30分/件程度)

仙台弁護士会

➤対象者:宮城県内の個人,法人・個人事業者,自治体担当者等

➤定 員:研修会 下記のとおり(申込先着順) 個別相談会 若干名(申込先着順)

## 開催スケジュール

会 場	開催日時		定 員	場 所
仙 北	11月 6日(水)	午後1時00分 から 午後4時30分 まで	130名	県 大崎合同庁舎 1階 大会議室 (大崎市古川旭4-1-1)
仙 台	11月14日(木)		150名	県 仙台合同庁舎※ 10階 1001会議室 (仙台市青葉区堤通雨宮町4-17)
仙 南	11月18日(月)		200名	県 大河原合同庁舎 4階 大会議室 (大河原町南129-1)

※県仙台合同庁舎は、青葉区本町にある国の仙台合同庁舎とは異なりますのでご注意ください。また、ご来場の際には公共交通機関をご利用願います。

## 申 込 方 法

裏面【参加申込書】に必要事項をご記入の上、各会場の申込締切日までに、宮城県環境生活部原子力安全対策課あて、ファクシミリ、電子メールまたは郵送にてお申し込み下さい。

個別相談をご希望の場合は、個別相談希望欄の必要事項を忘れずに記入願います。

## 問 合 せ 先

宮城県 環境生活部 原子力安全対策課事故被害対策調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

Tel:022-211-2340 Fax:022-211-2695 Mail:[gentaij@pref.miyagi.jp](mailto:gentaij@pref.miyagi.jp)

## そ の 他

栗原,登米,石巻,気仙沼地域においても、仙台弁護士会による個別相談会等を開催します。

主催:宮城県

# 福島原発事故に伴う 損害賠償請求研修会及び個別相談会 参加申込

## 1. 参加会場

参加会場（希望する会場を○で囲んで下さい。）			
会 場	仙 北	仙 台	仙 南
開催月日	11月 6日(水)	11月14日(木)	11月18日(月)
申込締切日	11月 4日(月)	11月11日(月)	11月14日(木)

## 2. 参加者記入欄

事業所名	役 職	氏 名

※個人の方は、事業所名、役職の記入は不要です。

## 3. 個別相談希望欄

個別相談希望（○で囲んで下さい）	有 ・ 無
【相談内容】※個別相談をご希望の方は、参考までに相談内容を可能な範囲でご記入下さい。	

## 4. 申込者記入欄

申込者氏名	
住 所	
連絡先	Tel:                                      Fax:

## 5. 申 込 先

宮城県 環境生活部 原子力安全対策課 事故被害対策調整班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

担当：高橋・笹原

Tel:022-211-2340 Fax:022-211-2695 Mail:gentaij@pref.miyagi.jp

## 6. 申込締切

上記各会場毎の申込締切日の午後5時まで